

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93  
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317  
www.ihsfu.net

## 国家公務員給与に関する人事院勧告 ― 引き上げと “制度改革”

### 7年ぶりの引き上げ勧告の一方でまたも生涯賃金引き下げの方向性

8月7日、人事院は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣に対し、国家公務員の給与に関する勧告をおこなった。

主な内容は、(1) 2014年度の月給とボーナスを7年ぶりに引き上げ、(2) 2015年1月から3年かけて国家公務員の給与制度を総合的に見直し、給与を2%削減する、の2点である(www.jinji.go.jp/kankoku/h26/pdf/26point.pdf 記事内の表と図もここから引用)。

#### (1) 2014年度分の給与改善

① 民間給与との格差が平均1090円あるので、若年層に重点を置きながら月給を平均0.27%引き上げる(若年層2000円、高齢層1000円)。

② ボーナスを0.15月引き上げ、3.95月分から4.10月分にする。(表1のとおり、今年度は12月の勤勉手当を0.15月増額。来年度以降は6月の勤勉手当と

12月の勤勉手当をそれぞれを0.075月増額)

③ 通勤手当を引き上げる。

#### (2) 給与制度の「総合的な見直し」

① 民間賃金が高い12県(青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄)に合わせ、2015年1月から3年間で国家公務員給与を2%引き下げる。

② 民間賃金が高い県に勤務する国家公務員については、「地域手当」を引き上げて「調整」する。

③ 世代間給与配分の見直しを行い、50代後半層を最大4%引き下げる。

#### 地公法と人事委員会勧告

(1) の給与引き上げ勧告は、じつに7年ぶりである(表2)。これらが年度当初の4月にさかのぼって実施されると、月給とボーナスをあわせ、平均で年額7万9000円の引き上げとなる。

地方公務員法の「情勢適応の

原則」(第14条)ならびに国家公務員との「権衡」の原則(第24条第5項)により、都道府県人事委員会は、当該地域の民間給与の実態調査とあわせて、国家公務員の待遇との「均衡」をはかるための「勧告」をおこなうことになる。

茨城県人事委員会の勧告は10月にも出されるものと思われるが、その際、人事院勧告のうち(1)の給与改善については当然準拠すべきものである。県地公労(茨高教組、茨教組、県職員組合、県自治労)は、9月当初に人事委員会と県当局に同様の引き上げを要求することになっている。

問題は(2)の制度見直しである。単純に地方公務員給与を国家公務員に「連動」させて2%削減するなどということは、まったく非論理的であり、地公法の「権衡」原則には合致しない。また、「世代間給与配分の見直し」といっても50歳台後半の給与を

表2 近年の給与勧告状況(行政職(一)の例)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28%	4.95月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%
平成13年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%
平成16年	-	4.40月	-	-	-
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%
平成18年	-	4.45月	-	-	-
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%
平成20年	-	4.50月	-	-	-
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年(注)	-	3.95月	-	-	-
平成25年(注)	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%

(注) 平成24-25年度は、特例法による「給与減額」のため、あわせて101万7千円減額して支給されたが、そのことは表には反映していない。

削減するだけで、それ以外の年齢の給与を増額するわけではなく、「配分見直し」は虚偽である。このような理由のない賃金削減は、地公法の「情勢適応の原則」に反するものである。地公労は、人事委員会・県当局に対して、このような措置をとらないよう要求することになっている。 ㊦

#### 【参考】 地方公務員法

(情勢適応の原則) 第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準) 第24条 第3項 職

員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。  
第5項 職員の勤務時間その他職

員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

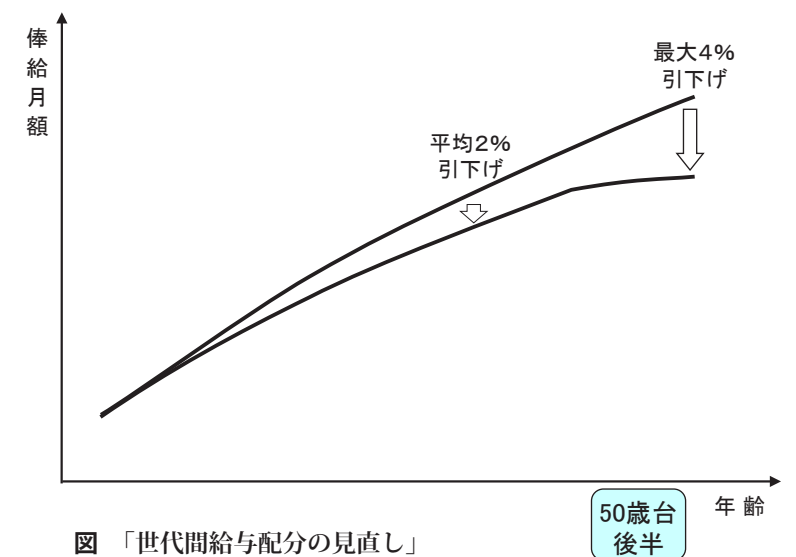


図 「世代間給与配分の見直し」

表1 ボーナス支給月数

		6月期	12月期
26年度	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
	勤勉手当	0.675月 (支給済み)	0.825月 (現行0.675月)
27年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.75月	0.75月

## 必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第35回）

## 奴隷解放宣言から百年経過してもまだ自由ではない黒人の現状

## 「まだ夢がある」と語る M. L. キングにとっての「現状」(第1回)

## 2年生にも「道徳」必修

茨城県教育委員会は、2007年度以来高校1年生に義務づけている「道徳」の授業の履修を、来年度から2年生まで拡大する。2学年の「総合的な学習の時間」35時間のうち数時間を「道徳」の授業にあてるようだ。県教育委員会は、自作の道徳教材（『ともに歩む』¥500）を改訂・増補し、1学年35時間分と2学年の数時間分の新テキストとする編集作業をすすめている（『茨城新聞』2014年3月1日）。

本紙は、第968号（2008年1月10日）から第1027号（2011年3月10日）の第34回まで、『ともに歩む』所収の教材について検討してきた。軽く触れたものを含めても4分の1にも達しない8編についてみただけであるが、こうした次第であるので最後にどうしてもはずせない1編

**注** 演説の筆記は多数あるが細部でおおいに異なるうえ、センテンスの切り方や段落分けなどがことごとく違って、定本といえるものはない。寺島隆吉『キングで広がる英語の世界』（1996年、あすなろ社）が、収集した29種のテキストの詳細な比較をおこなっている。

『ともに歩む』に収録されているのは演説の全部ではなく、うしろの方3分の1だけであるので、省略されている前の方3分の2からの引用は、在日本・アメリカ大使館のウェブサイトに収録されている英文テキスト（[aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-majordocs-king.pdf](http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-majordocs-king.pdf)）により、「§1」のように何段落目かを示す。『ともに歩む』に収録されているうしろ3分の1の部分については、その頁数と行数を示す。

なお、「キングセンター」のウェブサイトに各種のテキストが収録されている（[www.thekingcenter.org/archive/list?keys=i+have+a+dream](http://www.thekingcenter.org/archive/list?keys=i+have+a+dream)）。また、YouTubeで演説の録画映像を見ることができる。

について検討して、区切りをつけることにする。

内容じたいに問題がある（村上和雄〔12〕、岡倉天心〔27〕）、もともとたいしたものではない（的川泰宣〔1〕、恩田陸〔19〕、小沼和美〔2〕）、政治的に利用するため改竄された（杉原千畝〔16〕）、など問題ばかりの『ともに歩む』のなかで、唯一まともな教材といえるマーティン・ルーサー・キング・ジュニアの有名な演説「わたしには夢がある」「I Have A Dream」である。

## I Have A Dream 抄録の破壊的効果

「I Have A Dream」は、1963年8月28日（『ともに歩む』では、23日と誤記）、アメリカ合州国の首都ワシントンでの集会（「ワシントン大行進」）の際のキングによる約16分間の演説である。20万人が参加したこの集会是、合州国における黒人差別

撤廃運動である「公民権運動」（1954-1963年）の頂点とされ、キングは翌年ノーベル平和賞を受賞した。

『ともに歩む』に収録されているのは、演説のうしろの方の3分の1である（欄外注）。このような抄録のしかたは、よくみられるもので、タイトルにもなっている「私には夢がある。I have a dream.」というフレーズが、「自由の鐘を響かせよう。Let freedom ring...」とともに何遍も繰り返され、印象的ではある。しかし、そのいっぽうで「夢 dream」の対極をなす「現状 situation」について語っている前の方3分の2を全部省略するのははたして適切なのか？

前の方3分の2で語られた合州国における黒人差別の「現状」は、「夢」をいざくことすら許さない過酷なものである。キングは、『ともに歩む』が抄録するその最初の部分で、「私たちが今日、そして明日も、困難に直面しているとしても、私にはまだ夢がある。I still have a dream.」と述べる。「まだ夢がある」と語ることの意味は、「夢」など持ち得ないような「現状」、あるいは「夢」を持ち続けることなど不可能であり絶望するしかないような「現状」を踏まえなければ、けっして理解できない。

具体的に検討しよう。キングは、演説の冒頭で、「史上最大の

自由 freedom を求める示威運動としてわが国の歴史にのこるであろうこの場に、みなさんとともに参加することを喜びとするものである」（§1）と、ひとこと述べ、すぐに本題にはいる。

今を去ること百年の昔 five score years ago、今日われわれがかれの映像のもとに立っている、偉大なアメリカ人が、〔奴隷〕解放宣言 Emancipation Proclamation に署名した。（§2）

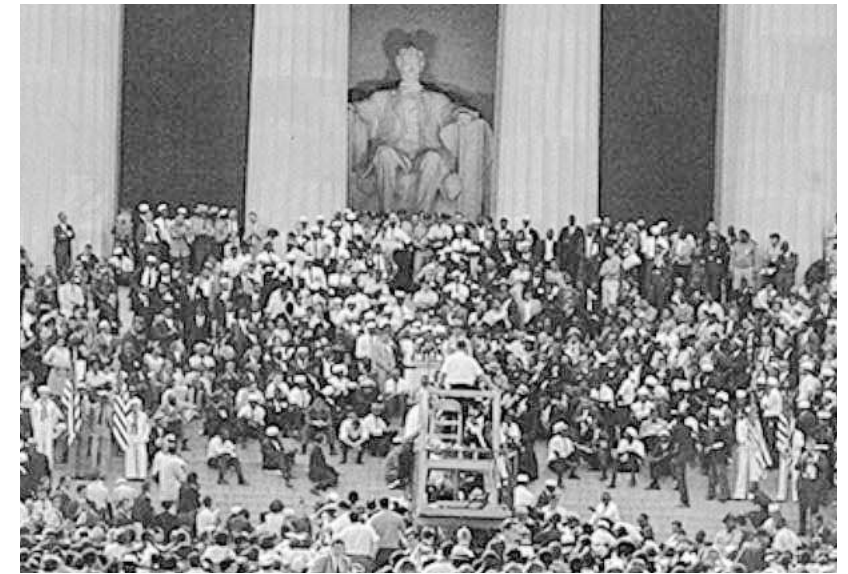
背後からは、ドーリア式列柱のギリシア神殿様式建築「リンカーン記念堂」の中のリンカーン（「偉大なアメリカ人」）の巨大な大理石像がキングと聴衆を見下ろしている。20万人の聴衆の背後2マイルには連邦議会議事堂が見える。斜め左方はホワイトハウスである（GoogleEarth, 38°53'21.31"N, 77°02'59.42"W）。

なお five score years ago（score = 20）という古風な言い方は、“of the people, by the people, for the people”で有名なリンカーンの「ゲティスバーグ演説」の冒頭の一句に因んだものである。

87年前 four score and seven years ago、われわれの父祖たちは、自由の精神にはぐくまれ、人はみな平等に創られているという信条にさげられた新しい国家を、この大陸に誕生させた。

演説は奴隷解放宣言と同じ1863年で、その87年前とは独立宣言の1776年である（[aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/www-majordocs-gettysburg.pdf](http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/www-majordocs-gettysburg.pdf)）。キングは続ける。

しかし〔奴隷解放宣言から〕百年の後 one hundred years later、黒人はまだ自由では



([www.loc.gov/exhibits/march-on-washington/leonard-freed.html](http://www.loc.gov/exhibits/march-on-washington/leonard-freed.html))

ない。the Negro still is not free. 百年の後、黒人の生活はまだ still 隔離 segregation の手枷と差別 discrimination の足枷によって痛ましく縛られている。百年の後、黒人は広大な物質的繁栄の大洋の真っ只中の、貧困の孤島で生きている。百年の後、黒人はまだ still アメリカ社会の片隅でみじめに暮らし、自分の土地 his own land にいながら流刑人 exile である自分を見出す。（§3）

「私にはまだ夢がある」（§13）以下、すなわち演説の後の方3分の1は事前に用意した原稿ではなく、キングが突然原稿から目を離して“即興”で語ったとされる。しかしながら、原稿にはない「まだ夢がある」というフレーズは、黒人の「現状」について、「まだ」自由でない、「まだ」縛られている、「まだ」みじめに暮らしている、と演説の始めの方で3回繰り返した時には、すでにあらかじめ準備されてい

たに違いない。

奴隷解放宣言（1863年）から百年もたった1963年においても、黒人の「現状」は「まだ」改善されない——この絶望するほかない「現状」にあって、キングは、夢 dream を「まだ」持つべきなのだ、と、あえて宣言したのである。「現状」について語る前3分の2を全部省略してしまえば、この「まだ still 夢がある」という重大な決意は軽く聞き流されてしまう（斎藤真『アメリカとは何か』1995年、平凡社、87頁。藤永茂『アメリカン・ドリームという悪夢』2010年、三交社、49頁以下、121頁以下）。

絶望的な「現状」などお構いなしに、「私には夢がある」と「自由の鐘を響かせよう」の繰り返し部分だけを読まされる高校生たちは、キングを凡庸でおめでたい夢想家、未熟でナイーブな楽観主義者と誤認するだろう。「道徳」教材として収録するにあたっては、演説の全文を収録すべきであった。（つづく）✂